

「平成 19 年就業構造基本調査」の結果を見る際の主な留意点

平成 20 年 7 月 3 日
総務省統計局

1. 調査の範囲と調査の対象について

平成 19 年就業構造基本調査は、我が国における就業・不就業の実態を把握することを目的として、平成 19 年 10 月 1 日（調査日）現在で実施しました。

この調査の対象範囲は、**調査日において我が国に常住する 15 歳以上の人**（外国人を含む。）ですが、次の人は除かれます。

- 外国の外交団、領事団（随員やその家族を含む）
- 外国の軍隊の軍人、軍属とそれらの家族
- 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者
- 刑務所、拘置所の収容者のうち刑の確定している者
- 少年院、婦人補導院の在院者

「人口推計」（総務省統計局）によれば、平成 19 年 10 月 1 日現在における 15 歳以上の人口は 11048 万人（上記 と を含まない人口）となっています。

この人口から、上記 、 及び を除いた人口は推計で 11030 万人となっており、この 11030 万人が調査の範囲となる人口です。

実際の調査は、全国から抽出した世帯の 15 歳以上の世帯員を対象に実施しており、報告書の結果数値は、**実際の対象となった約 45 万世帯の約 100 万人**の調査に基づき、調査の範囲となる人口全体について算出したものです。

2. 就業状態の把握について

人口調査において、就業状態（収入を伴う仕事をしているかどうか）を把握する方法には、一定期間の状態により把握するアクチュアル（actual）方式と、ふだんの状態により把握するユージュアル（usual）方式があります。

就業構造基本調査では、15 歳以上の人**の就業・不就業について**、構造調査であることから「ふだん」の状態によって把握する**ユージュアル方式**で調査しています。一方、労働力調査では、動向調査であることから、「月末 1 週間」の状態によって把握する**アクチュアル方式**で調査しています。

就業状態については、それぞれの把握方式により、次のように区分されます。

（ユージュアル方式：就業構造基本調査）

有業者
無業者

（アクチュアル方式：労働力調査）

労働力人口
非労働力人口
就業者
完全失業者

参考 この把握方式の差異により、例えば毎年季節的に仕事をしている人、仕事をもっていないがたまたま月末に仕事をした人などの場合には、就業として数えられる人の数が違ってきます。

平成 19 年就業構造基本調査 ... 有業者 6598 無業者 4432 (万人)
労働力調査(平成 19 年平均) ... 就業者 6412 完全失業者 257 非労働力人口 4367

3. 産業分類及び派遣社員の区分について

平成 19 年就業構造基本調査（速報）では、産業別有業者の「産業」は、日本標準産業分類（平成 14 年 3 月改訂）に基づいて分類・集計しています。

参考 「産業分類」は平成 19 年 11 月に改定（第 12 回改定）されましたが、この第 12 回改定による新産業分類別有業者数については、今後、追加して集計することを予定しています（平成 21 年度予定）。

有業者の産業は、その人が所属する事業所（会社）における事業内容（産業）によって分類していますが、「労働者派遣事業所の派遣社員」については、派遣元の事業所ではなく、実際に仕事をしている派遣先の事業所の事業内容（産業）によって区分しています。

参考 1 労働者派遣事業所の社員の場合は、労働者派遣事業所としての産業（サービス業）に区分されます。

参考 2 労働力調査などでは、労働者派遣事業所の派遣社員については、その属する労働者派遣事業所としての産業（サービス業）に区分しています。

平成 19 年就業構造基本調査 ... サービス業有業者 864 万人
(うち雇用者(役員を除く)646 万人)
労働力調査(平成 19 年平均) ... サービス業就業者 933 万人
(うち雇用者(役員を除く)767 万人)

4. 所得について

所得（収入）については、世帯員（個人）に関する所得と、世帯に関する所得について集計していますが、**世帯員（個人）に関する所得は、その人がしている主な仕事からの 1 年間の収入について集計したものです。**したがって、例えば、副業などの仕事から得られた収入は含まれていません。

世帯に関する所得（世帯所得）は、世帯員の仕事からの収入のほか、年金、恩給等の定期的に得られる収入（土地などの売却収入、相続・贈与、退職金などの臨時的な収入を除く。）も含めた、全ての世帯員の年間収入の合計です。したがって、各世帯員の主な仕事からの収入を合計したものと世帯所得とは必ずしも一致しません。

5. 転職就業者について

就業異動に関するものとして、転職就業者の産業間異動などを集計していますが、この「**転職就業者**」とは、**前職のあった人が転職して、調査日現在において就業中である人**を表します。したがって、前職を辞めて、調査日現在仕事をしていない人（無業者）は含まれていないので、就業異動を捉える場合に注意が必要です。

就業者数は、就業異動の観点では、次のような関係になります。

$$\begin{aligned} \text{就業者数（現在）} &= \text{一定期間前の就業者数} \\ &+ \text{一定期間内の新規就業者数} \\ &+ \text{一定期間内の転職就業者数} \\ &- \text{一定期間内の離職者数} \end{aligned}$$

6. 起業者について

「**会社などの役員**」及び「**自営業主**」について、今の仕事（事業）が自ら起こしたものであるかどうかを調査し、**自ら起業した場合に「起業者」として**います。

なお、起業した時期は調査していないため、「会社などの役員」・「自営業主」の年齢が高くなるにつれて起業者の数が多くなっている点に注意が必要です。

全体として「**起業者**」の集計のほかに、最近における**起業の状況を捉えるために、過去 5 年間に転職して起業した人（過去 5 年間の転職起業者）**についての結果を集計しています。